

2014年（平成26年）11月

近畿支部会員・大阪商工会議所会員
大阪弁護士会会員 各位

日本CSR普及協会近畿支部
支部長 山田 庸男

【日本CSR普及協会近畿支部 研修セミナー】
うっかり誤表示にも高額の課徴金リスク
～不当表示の防止に向けて求められる企業対応とは～
のご案内

日本CSR普及協会近畿支部では、大阪弁護士会及び大阪商工会議所との共催により、景品表示法に関連して、下記のとおりセミナーを開催致します。

平成25年に、有名ホテルによるメニューに関する不当表示の事件が発覚し、大きな社会問題となったことから、不当表示の取締りや制裁の強化を求める世論が高まりました。

平成26年6月に既に成立した景品表示法の改正により、企業に対して表示等の適正管理のために必要な体制整備を行うことが義務付けられました。消費者庁は、企業が行うべき景品表示法の周知・啓発、表示内容の根拠のチェック体制についてのガイドラインを策定することとしており、各企業が業態や社内組織体制に応じて、ガイドラインの内容に沿った対策を取ることが求められます。

今回のセミナーでは、企業が不当表示の防止のために取るべき対策と、景品表示法に導入が見込まれる課徴金制度の内容について、ご解説をいただく予定です。

ご参加の方は、11月25日（火）までに本サイトからお申し込みください。

記

日 時	平成26年12月2日（火）午後3時～午後5時30分
場 所	大阪弁護士会館2階ホール
講 師	泉水文雄 氏（神戸大学大学院法学研究科教授） 中嶋 弘 氏（弁護士・大阪弁護士会） 消費者庁表示対策課 担当官
テーマ	「うっかり誤表示にも高額の課徴金リスク ～不当表示の防止に向けて求められる企業対応とは～」
費 用	無料
対 象	大阪弁護士会所属弁護士 大阪商工会議所会員企業